

## 播磨科学公園都市の新たなあり方の検討に関する調査及び会議運営業務 募集要領

### 【はじめに】

兵庫県企業庁地域整備振興課では、「播磨科学公園都市の新たなあり方の検討に関する調査及び会議運営業務」（以下、「本業務」という。）について、公募型プロポーザルにより受託事業者を決定しようとしており、以下のとおり受託を希望する者の募集を行う。

### 1 提案募集の目的

播磨科学公園都市（以下「都市」という。）は、まちびらきから25年以上経過し、定住人口が停滞するとともに、インフラ・施設の老朽化等が進んでいる。一方、今後、SPring-8のグレードアップ等、新たな展開も控えている。そのような中、持続可能な都市運営の方策を探る必要があり、県、地元市町、有識者等による「播磨科学公園都市の新たなまちのあり方協議会（以下「協議会」という。）」を令和6年度に立ち上げ、検討を続けているところである。

本業務は、都市の新たなあり方検討に向けた協議会及び検討部会（以下「部会」という。）等の運営を行うとともに、部会等の検討に必要な資料の作成及びとりまとめ等を行い、総括として協議会の意見のとりまとめに関する補助を行うことを目的とする。

そこで、本業務では部会での検討を経て意見をとりまとめることを想定しており、部会の資料の作成にあたっては、地域意見交換会等有効な手法により都市住民や企業の意見を反映する。あわせて、適宜、ニュースレター等有効な手法により都市住民や企業に向けて、検討状況等の情報提供を行うこととしている。

### 2 業務概要

「播磨科学公園都市の新たなあり方の検討に関する調査及び会議運営業務特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）のとおり。

### 3 プロポーザルの概要

#### (1) 業務名

播磨科学公園都市の新たなあり方の検討に関する調査及び会議運営業務

#### (2) 方法

公募により参加者を募集し、あらかじめ定めた評価項目及び評価基準に基づき、参加を希望する者から提出された参加表明書を評価することにより、技術提案書の提出を求める者（以下「被要請者」という。）を選定し、被要請者から提出された技術提案書を評価することにより、技術提案書を特定する。

#### (3) 担当部局（事務局）

兵庫県 企業庁 地域整備振興課

担当：鵜池、村上、木戸

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話: (078) 362-3698 FAX: (078) 362-4270

Eメール:chiikiseibi@pref.hyogo.lg.jp

### 4 参加要件

#### 4. 1 参加者

参加者は、本業務の履行に必要な能力を有した企業とする。

#### 4. 2 参加表明者（企業）に対する要件（参加表明受付期限日時点）

参加表明者は、次にあげる条件をすべて満たす単体企業であること。

- (1) 建設コンサルタント入札参加資格者として、兵庫県の測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている期間中でないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限日から契約締結の日までの期間において、兵庫県から「兵庫県入札指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 本プロポーザル及びその後の委託契約において、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できること。
- (7) 応募者又は応募者と資本関係又は人的関係のある者は、他の応募者として参加できない。資本関係又は人的関係がある者とは、別表「資本関係又は人的関係がある者の定義」に該当する場合とする。

#### 別表【資本関係又は人的関係がある者の定義】

以下の(1)～(3)までのいずれかに該当する場合

##### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

##### (2) 人間関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- 4) 組合の理事

- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

##### (3) その他の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### 4.3 配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者は、下記の（1）に示す条件を満たす者であり、かつ（2）の実績を有する者であることとする。詳細は別添1による。

##### （1）下記のいずれかの資格を有する者

- ①技術士（総合技術監理部門：建設部門 都市及び地方計画）
- ②技術士（建設部門 都市及び地方計画）
- ③RCCM（都市計画及び地方計画）
- ④認定都市プランナー

##### （2）下記のいずれかの実績を有する者

平成28年度から令和7年度までに完了した以下に記載する「同種業務」「類似業務」において管理技術者又は担当技術者として従事した実績を1件以上有する者。ただし、再委託された業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

同種業務	都市・地域計画及び都市整備における都市・地域計画（調査・計画）
類似業務	都市・地域計画及び都市整備における都市（市街地）開発（調査・計画）

#### 4.4 参加に関する費用負担

参加表明書および技術提案書作成にかかる必要な経費は、全て参加者負担とする。

#### 4.5 禁止事項

一者の参加者が複数の技術提案書を作成することを禁止する。

#### 5 参加方法

##### 5.1 募集要領

###### （1）配布場所

募集要領及び特記仕様書を兵庫県庁ホームページに掲載する。なお、説明会は開催しない。

###### （2）掲載期間（配布期間）

令和8年2月9日（月）～2月18日（水）

##### 5.2 参加表明受付

###### （1）受付期限

令和8年2月18日（水）17:00 必着

（持参の場合は土・日・祝日を除く、9時から17時（12時から13時を除く））

###### （2）提出先及び方法

事務局へ持参、郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）、電子メール（添付ファイルの容量は10MB以内とする。ファイルの形式はPDFに限る。電子メール送信後は必ず電話にて着信を確認すること）のいずれかによる。

###### （3）提出書類（各1部）

- ①参加表明書（様式－1）
- ②企業の実績等（様式－2）
- ③企業の業務成績（様式－3）
- ④配置予定管理技術者の経歴等（様式－4）
- ⑤配置予定管理技術者の業務成績（様式－5）
- ⑥配置予定担当技術者の業務成績（様式－6）

#### 5.3 記載上の留意事項

様式に記載された留意事項を遵守すること。

#### 5.4 募集要領等に関する質問及び回答

質問は、質問書（様式－10）に記載の上、事務局までFAX 又はメールにて提出すること。あわせて受信確認をすること。

##### （1）参加表明書に関する質問の受付期間

令和8年2月10日（火）～2月13日（金）17:00

##### （2）質問の回答

回答は、質問書を受理した日の翌日から順次、2月17日（火）までに、兵庫県庁ホームページ「播磨科学公園都市の新たなあり方の検討に関する調査及び会議運営業務に係る公募型プロポーザルの実施」に掲載する。

ただし、直接業務に関係しない事項については回答しない。

#### 5.5 被要請者の選定及び通知

選定する被要請者は5者以内とする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の参加表明者が複数存在する場合は5者を超えて選定する。

選定結果は、令和8年2月25日（水）までに、書面又はメールにより通知する。

#### 5.6 被要請者選定要領

本業務における被要請者を選定するための評価要領（評価項目及び評価基準）は別添1のとおりとする。

### 6 技術提案書の提出及び審査

#### 6.1 技術提案書の提出

被要請者は、以下により技術提案書を提出できる。

##### （1）提出期限

令和8年3月13日（金）17:00 事務局必着

（持参の場合は土・日・祝日を除く、9時から17時（12時から13時を除く））

##### （2）提出先及び方法

事務局へ持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）による。

##### （3）提出書類

①技術提案書（様式－7）

②業務の実施方針・実施フロー・管理技術者の経験（様式－8）

③評価テーマに関する提案（様式－9）

④参考見積書

※提出後の変更は認めない

##### （4）提出部数

①、②、③、については、紙で7部、提出のこと。

④については、紙で1部、提出のこと。

#### 6.2 質問及び回答

質問は、質問書（様式－10）に記載の上、事務局までFAX 又はメールにて提出すること。あわせて受信確認をすること。

##### （1）質問の受付期間

令和8年2月26日（木）～3月4日（水）17:00

## (2) 質問の回答

回答は、質問を受理した日の翌日から起算して3日（土・日・祝日を除く）以内に、兵庫県庁ホームページ「播磨科学公園都市の新たなあり方の検討に関する調査及び会議運営業務に係る公募型プロポーザルの実施」に掲載する。

ただし、直接業務に関係しない事項については回答しない。

## 6.3 技術提案項目

本業務では、以下の技術提案を求める。

### (1) 業務の実施方針など

「業務の実施方針」、「実施フロー」、「管理技術者の経験」

### (2) 評価テーマに対する技術提案

**評価テーマ**：多様なステークホルダー間で円滑な合意形成を実現する手法

## 6.4 提案限度額

本業務の提案限度額は22,000千円（消費税含む）とする。

なお、技術提案書の特定後、契約時に求める見積書は、本プロポーザル時に提出した参考見積書の見積額を超えることができない。

## 6.5 審査方法等

### (1) 審査会

技術提案書の評価・特定等は、「播磨科学公園都市の新たなあり方の検討に関する調査及び会議運営業務 建設コンサルタント審査会」にて行う。

### (2) 審査の実施

- ・審査は、提出された技術提案書により実施する。
- ・特定にあたっては、提案内容等の評価による評価値を算定し、評価値の最も高い参加者を当選者とする。なお、最高得点をとった参加者が2者以上の場合は参考見積り額が最も低額の参加者を当選者とする。また、最高得点かつ参考見積り額が最も低額の参加者が2者以上の場合はくじ引きで決定する。
- ・提出された技術提案書が仕様書の内容を満たさない場合は、選考対象から除外する。

## 6.6 特定結果の通知

- ・技術提案書の特定結果については、3月25日（水）にメールにより結果を通知すると共に追って書面により通知する。
- ・非特定の通知を受けた者で、その説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から4月1日（水）、までに、事務局に書面（様式は自由）を持参すること。なお、受付時間は9時から12時まで、13時から17時までとする。なお、回答については、4月8日（水）までに、書面又は電子メールにて回答する。

## 6.7 技術提案書を特定するための基準

本業務における技術提案書を特定するための評価要領（評価項目及び評価基準）は別添2のとおりとする。

## 7 参加表明書・技術提案書の提出及び審査

### 7.1 無効となる参加表明書及び技術提案書

参加表明書（様式－1～6）または技術提案書（様式－7～9）が次の条件のいずれかに該当

する場合には無効とすることがある。

- (1)提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2)指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3)記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4)記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5)虚偽の内容が記載されているもの。

## 7.2 参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更

- (1)参加表明書に記載した配置予定技術者は原則として変更できない。ただし、契約後の配置技術者の変更については、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。なお、同等以上の技術者であることが確認できない場合は、委託業務成績評定点の減点の対象とする。
  - ・病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
  - ・当該技術者が死亡した場合
  - ・当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
  - ・発注者の責により履行期間延期となった場合
  - ・その他、やむを得ない理由による場合
- (2)技術者を変更する場合は、本プロポーザルの要領及び特記仕様書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件を満足し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (3)提出された技術提案書の内容について、契約後の受託者からの申出による変更は認めない。ただし、調査職員との協議により、履行の必要がないと認められる場合は、この限りではない。
- (4)技術提案書は設計図書に相当するものとして取り扱い、加点の有無に関わらず全ての記載事項に対して、原則、履行義務が生じる。
- (5)受注者の責によって技術提案書の記載内容が履行できない場合は、委託業務成績評定点を減じる。ただし、受注者の契約担当者に対する書面による申出によって、技術提案書の記載内容が履行できなかった原因が、不測の事態によるもので、受注者の責によるものではないと認められる場合は、委託業務成績評定点の減点は行わない。

## 7.3 その他

- (1)現地確認においては、民地や立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (2)参加表明書または技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、契約の打切りや指名停止措置を行うことがある。
- (3)提出された参加表明書及び技術提案書の取扱については、以下のとおりとする。
  - (ア) 提出された参加表明書及び技術提案書の著作権は、提出者に帰属する。
  - (イ) 提出された参加表明書及び特定された技術提案書は返却しない。ただし、特定されなかった技術提案書は、提出者より申出があった場合、返却する。
  - (ウ) 提出された技術提案書は、特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
  - (エ) 特定された技術提案書を公表する場合は、事前に提出者の了解を得るものとし、特定されなかった技術提案書は公表しない。
- (4)契約締結後、特定された技術提案書の提出者名は、公表する。
- (5)参加表明書提出後、選定結果の通知を受けるまで、さらに被要請者に選定された者については、特定結果の通知を受けるまで、本県が要請する来庁以外に本県職員に対する営業行為は、一切認めない。

# 播磨科学公園都市の新たなあり方の検討に関する調査及び会議運営業務 評価要領（評価項目及び評価基準）

## 1 参加表明者（企業）の評価

評価項目	評価の着目点				評価点	配点		
	判断基準							
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。			
					①当該業務に関する部門の登録（都市計画及び地方計画部門）がある。又は公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。			
					②上記以外。			
	専門技術力	成果の確実性	過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容		平成 28 年度から令和 7 年度までに完了した、国土交通省近畿地方整備局、近畿 2 府 4 県及びこれに含まれる政令指定都市発注業務の実績について、下記の順位で評価する。			
					① 同種業務の実績がある。			
					② 類似業務の実績がある。			
					③ ①、②以外は評価しない。			
	成績	専門技術力	成果の確実性	過去 2 年間の業務成績	令和 6 年度から令和 7 年度までに完了した、国土交通省近畿地方整備局、近畿 2 府 4 県及びこれに含まれる政令指定都市発注業務の同種業務及び類似業務の評点について、最大 5 件まで加点する。			
					① 80 点以上			
					5.0 点/件			
					② 78 点以上 80 点未満			
					4.3 点/件			
					③ 76 点以上 78 点未満			
					3.6 点/件			
					④ 74 点以上 76 点未満			
					2.9 点/件			
					⑤ 72 点以上 74 点未満			
					2.1 点/件			
					⑥ 70 点以上 72 点未満			
					1.4 点/件			
					⑦ 68 点以上 70 点未満			
					0.7 点/件			
					⑧ 68 点未満			
					0.0 点/件			

## 2 配置予定管理技術者の評価

評価項目	評価の着目点				評価点	配点			
	判断基準								
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。		10 15 5		
					①・技術士（総合技術監理部門：建設部門 都市及び地方計画） ・技術士（建設部門 都市及び地方計画）				
					②・RCCM(都市計画及び地方計画) ・認定都市プランナー				
					③上記以外の場合は選定しない				
	専門技術力	業務執行技術力		過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容	平成 28 年度から令和 7 年度までに完了した国土交通省近畿地方整備局、近畿 2 府 4 県及びこれに含まれる政令指定都市発注業務の実績について、下記の順位で評価する。				
					① 同種業務を管理技術者または担当技術者として実施した経験がある。				
					② 類似業務を管理技術者または担当技術者として実施した経験がある。				
					③ ①、②以外は評価しない。				
	情報収集力	地域精通度		過去 10 年間の当該地区、周辺での同種又は類似業務の実績の有無	平成 28 年度から令和 7 年度までに完了した西播磨県民局管内・兵庫県内での業務実績の有無について、下記の順位で評価する。				
					① 西播磨県民局管内における業務実績あり				
					② 兵庫県内における業務実績あり				
	成績	専門技術力	業務執行技術力	過去 4 年間に担当した同種業務及び類似業務の業務成績	③ 上記以外				
					平成 28 年度から令和 7 年度までに完了した担当業務について、担当した国土交通省近畿地方整備局、近畿 2 府 4 県及びこれに含まれる政令指定都市発注業務の同種業務及び類似業務の評点について、最大 5 件まで加点する。（再委託による業務及び、照査技術者の実績は認めない）。				
					① 80 点以上		最大 30		
					② 78 点以上 80 点未満				
					③ 76 点以上 78 点未満				
					④ 74 点以上 76 点未満				
					⑤ 72 点以上 74 点未満				
					⑥ 70 点以上 72 点未満				
					⑦ 68 点以上 70 点未満				
					⑧ 68 点未満				
小計						60			

※令和 7 年度までに完了とは、テクリス実績登録を終えたものを言う。

※担当業務とは、管理技術者または担当技術者として従事したものを使う。

※近畿 2 府 4 県及びこれに含まれる政令指定都市とは、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県、及び、大阪市、京都市、神戸市、堺市を言う。

### 備考

- 「同種業務」「類似業務」とは、以下のとおり。

同種業務	都市・地域計画及び都市整備における都市・地域計画（調査・計画）
類似業務	都市・地域計画及び都市整備における都市（市街地）開発（調査・計画）

- 上記について、不明な場合は事前に質問すること。なお、上記業務の分類は一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の提供するテクリスの「業務分野・業務分類」とする。

**播磨科学公園都市の新たなあり方の検討に関する調査及び会議運営業務**

**技術提案書評価要領（評価項目及び評価基準）**

**1 予定技術者の経験及び能力**

評価項目			評価の着目点				評価点	配点
			判断基準					
予定技術者の経験及び能力	成績	管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去 4 年間に担当した同種業務及び類似業務の成績	令和 4 年度から令和 7 年度までに完了した担当業務について、担当した国土交通省近畿地方整備局、近畿 2 府 4 県及びこれに含まれる政令指定都市発注業務の同種業務及び類似業務の評点について、最大 5 件まで加点する（再委託による業務及び、照査技術者の実績は認めない）。		
						① 80 点以上	3.0 点/件	最大 15
						② 78 点以上 80 点未満	2.6 点/件	
						③ 76 点以上 78 点未満	2.1 点/件	
						④ 74 点以上 76 点未満	1.7 点/件	
						⑤ 72 点以上 74 点未満	1.3 点/件	
						⑥ 70 点以上 72 点未満	0.9 点/件	
						⑦ 68 点以上 70 点未満	0.4 点/件	
						⑧ 68 点未満	0.0 点/件	
予定技術者の経験及び能力	成績	担当技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去 4 年間に担当した同種業務及び類似業務の成績	令和 4 年度から令和 7 年度までに完了した担当業務について、担当した国土交通省近畿地方整備局、近畿 2 府 4 県及びこれに含まれる政令指定都市発注業務の同種業務及び類似業務の評点について、最大 5 件まで加点する（再委託による業務及び、照査技術者の実績は認めない）。		
						① 80 点以上	2.0 点/件	最大 10
						② 78 点以上 80 点未満	1.7 点/件	
						③ 76 点以上 78 点未満	1.4 点/件	
						④ 74 点以上 76 点未満	1.1 点/件	
						⑤ 72 点以上 74 点未満	0.9 点/件	
						⑥ 70 点以上 72 点未満	0.7 点/件	
						⑦ 68 点以上 70 点未満	0.3 点/件	
						⑧ 68 点未満	0.0 点/件	
小計								25

※令和 7 年度までに完了とは、テクリス実績登録を終えたものを言う。

※担当業務とは、管理技術者または担当技術者として従事したものを使う。

※近畿 2 府 4 県及びこれに含まれる政令指定都市とは、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県、及び、大阪市、京都  
市、神戸市、堺市を使う。

## 2 実施方針など

評価項目	評価の着目点		評価点	配点
	評価項目	判断基準		
実施方針・実施フロー・その他	業務理解度	本業務の目的、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	① 十分理解 ② 概ね理解 ③ 理解度が低い	5 3 0
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	① 妥当性が高い ② 妥当性がある ③ 妥当性が低い	5 3 0
	管理技術者の経験	過去の経験実績を評価	① 経験がある ② 経験がない	5 0
小計				15

## 3 評価テーマ

評価項目	評価の着目点		評価点	配点
		評価項目		
評価テーマ	的確性	提案内容が播磨科学公園都市の現状等を踏まえたものとなっているか否か、その整合性が高い場合、優位に評価する。	① 整合性が十分ある ② 整合性がある ③ 整合性が不十分	18 10 0
		着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	① 有効性が高い ② 有効性がある ③ 有効性が低い	18 10 0
		提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	① 説得力が十分ある ② 説得力がある ③ 説得力が低い	16 8 0
	実現性	提案内容を裏付ける実績などが明示されている場合、優位に評価する。	① 裏付ける実績がある ② 裏付ける実績がない	8 0
小計				60

#### 4 参考見積

評価項目	評価の着目点	留意事項
参考見積	業務コストの妥当性	提案限度額を超える場合は非特定

合計		最大 100	100
----	--	-----------	-----

#### 備考

- ・「同種業務」「類似業務」は以下のとおり。

同種業務	都市・地域計画及び都市整備における都市・地域計画（調査・計画）
類似業務	都市・地域計画及び都市整備における都市（市街地）開発（調査・計画）

- ・上記について、不明な場合は事前に質問すること。なお、上記業務の分類は一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の提供するテクリスの「業務分野・業務分類」とする。